



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、佐賀県は10市10町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神崎市 (かんだきし) 神崎郡吉野ヶ里町 (かんだきぐんよしのがりちょう) 三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちょう) 三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
三養基郡みやき町 (みやきぐんみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による 災害により、多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが生じてお り、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 阿部、杉山、堀田、高見 TEL 03-5253-2111（内線51365） 03-3593-2849（直通）
